

新しい相続対策、家族信託をご存知ですか

最近、財産管理の方法として、「家族信託」が注目されていることをご存知でしょうか。財産を所有する個人が**認知症になってしまった場合の有効な対策**として、特に注目されています。今回は、家族信託について、制度内容と税務面からお伝えいたします。

I 家族信託とは

家族信託とは、資産を持つ方が、特定の目的(例えば「自分の老後の生活・介護等に必要な資金の管理及び給付」等)に従って、**その保有する不動産・預貯金等の資産を信頼できる家族に託し、その管理・処分を任せる仕組み**です。

II 家族信託の有効性

高齢化社会が進み、認知症のリスクも高まってきている現在、認知症になったことで財産管理が難しくなるというケースが多くなっています。**相続対策が必要な場合や自宅の建て替えや売却が必要になった場合にも認知症になってしまうとこれらの法律行為はできなくなり凍結状態となってしまいます**。現在、認知症対策として成年後見制度がありますが、この制度では、すべての財産が裁判所の監督下に置かれてしまうことから、家族が望んだとしても、本人の利益になるものでなければ、財産を自由に動かすことは難しい制度となっています。

そこで、ご家族のだれかを信じて託す「家族信託」が有効となります。認知症になる前に不動産や預貯金等の管理処分権をご家族の別の方に託すことで、財産凍結のリスクを避けることができます。

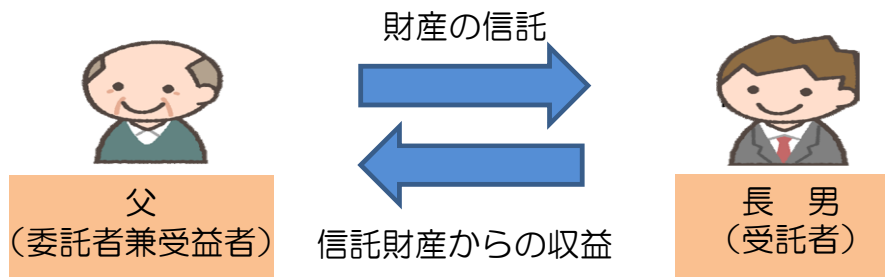
III 家族信託の流れ

家族信託では、下記の3者が関係者として登場します。

- ①**委託者**: 財産を受託者に引き渡して信託を設定する。受託者に信託財産の管理・処分の指示もする。
- ②**受託者**: 委託者から財産を引き受け、信託の目的に従って信託財産を管理・処分する。
- ③**受益者**: 信託財産を管理・処分したことで得られる利益を受ける。

IV 家族信託の活用方法

事例として家族信託の中で多く用いられる**自益信託(委託者と受益者が同一)**を例にご紹介します。高齢の父が所有するアパートを信託財産として、委託者を父、長男をアパートの管理処分ができる受託者とする。アパートの家賃は父が受益者として受け取る契約とする。



父が認知症により判断能力を喪失してしまった場合でも、アパートの建て替えや売却をすることも可能になります。委託者たる父が、受託者である長男に管理を任せつつ、管理の結果生じる利益(受益権)を父は享受できます。

V 課税関係

生前贈与により、受益権を含む財産の所有権を移す生前贈与では贈与税が発生します。一方で、家族信託の場合には、あくまで管理する権利だけを移すので、受益権(お金をもらう権利)はそのままですから、贈与税は発生しません。不動産から家賃をもらう権利が移った際に贈与税等がかかるため、上記のIVのケースでは、委託者が受益者であることから、信託設定時に受託者へ課税が発生することはありません。

なお、**受益権を贈与したり、相続が発生したことにより、受益権が相続された時点で課税関係が発生します**。従って、相続財産の管理に対する対策であり、**相続税を減少させるなどの節税対策ではないことに注意が必要です**。

VI まとめ

家族信託では、**委託者が亡くなった時点で、受託者が信託財産を引継ぎ、信託契約は終了**となります。他にも委託者が死亡しても、受益者を代々引き継ぐことも可能な後継遺贈型信託などもあります。家族信託は新たな相続対策として可能性の大きな制度です。ご興味をお持ち頂けた方は、弊社までご相談ください。